愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号。以下「法」という。) 第16条の規定に基づき、愛媛県の海岸漂着物対策活動推進員(以下「推進員」という。)及び海岸漂着物対策活動推進団体(以下「推進団体」という。)の設置について、必要な事項を定める。

(推進員の委嘱)

- **第2条** 知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもののうちから推進員を委嘱するものとする。
 - (1) 海岸漂着物対策に係る次のいずれかの活動実績が3年以上あること。
 - ア 海岸漂着物等の回収
 - イ 海岸漂着物等に関する調査研究
 - ウ 海岸漂着物の発生抑制等に関する普及啓発や情報発信
 - (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 推進員及び推進団体(以下「推進員等」という。)の育成を目的として県が主催する講習会(以下「講習会」という。)に参加した者
 - イ 愛媛県海岸漂着物対策推進協議会(平成28年9月20日設置)の委員(以下「協議会委員」という。)から推薦された者

(推進団体の指定)

- **第3条** 知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う団体で、次の各号のいずれにも該当するもののうちから推進団体を指定するものとする。
 - (1) 海岸漂着物対策に係る次のいずれかの活動実績が3年以上あること。
 - ア 海岸漂着物等の回収
 - イ 海岸漂着物等に関する調査研究
 - ウ 海岸漂着物の発生抑制等に関する普及啓発や情報発信
 - (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 講習会に構成員が参加した団体
 - イ 協議会委員から推薦された団体

(任期等)

- 第4条 推進員の任期及び推進団体の指定の期間は、5年とする。
- 2 推進員等は、再任又は再指定することができる。

(委嘱又は指定の取消し)

- 第5条 知事は、推進員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、委嘱又は指定を取り消すことができる。
 - (1) 推進員等が活動を行うことができなくなったとき。
 - (2) 推進員等から第8条の規定による報告が2年間ないとき、その他推進員等が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき。
 - (3) 推進員等から申し出があったとき。

(4) その他推進員等としてふさわしくない行為があったなど適当でないと認められるとき。

(推進員の身分)

第6条 推進員等は、ボランティアとして活動を行うものとし、公職としての身分を持つものではない。

(活動)

第7条 推進員等は、法第16条第3項に掲げる活動を行うほか、自らの日常生活において海岸漂着物 対策を実践するとともに、推進員等としての資質の向上に努めるものとする。

(報告)

第8条 推進員等は、翌年度の4月30日までに、年間の活動状況を愛媛県海岸漂着物対策活動推進員 等活動報告書(別紙様式)により知事に報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進員等に関する庶務は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、推進員等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月25日から施行する。
- 2 第2条第2号アに規定する講習会が開催されるまでの間は、別に定める応募用紙により、推進員等の委嘱に対し自ら推薦し、個人にあっては海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有すること、団体にあっては海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行うことについて、県の承認を受けたものは、同号又は第3条第2号の規定に該当するものとみなす。

年 月 日

(EII)

愛媛県知事様

所 在 地 名 称 代表者名

愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等 推薦書

下記の者(団体)について、愛媛県海岸漂着物対策活動推進員(団体)に推薦いたします。

記

所 在 地: 名 称: 代表者名:

活動実績:応募用紙【他薦用】のとおり

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

愛媛県知事	様
2000010000	11.9.4

推進員名又は	
推進団体名:	

愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等活動報告書

愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等設置要綱第8条に基づき、推進員等の活動実績を報告 いたします。

記

年月日	主催 ・参加の別	活動内容	場所	対象者	参加人数

[※]活動実績が分かる資料を添付してください。